

住宅耐震補助に関する

第3回 出張相談窓口の設置について

住宅の耐震診断や耐震改修工事等に対する補助制度について建築指導課職員が相談に応じます。また、建築士による無料相談も受けられます。

下記の日程で相談窓口を設置いたします。**※事前予約が必要です。**

令和6年度住宅耐震補助制度の相談窓口設置日程

○第3回

施設	相談日	時間	相談会 会場
古高松コミュニティセンター	7月22日(月)	10:00~16:00	1階 会議室
国分寺北部コミュニティセンター	7月23日(火)	10:00~16:00	1階 北会議室
栗林コミュニティセンター	7月24日(水)	10:00~16:00	1階 小会議室
牟礼コミュニティセンター	7月25日(木)	10:00~16:00	多目的室
太田コミュニティセンター	7月26日(金)	10:00~16:00	ホール A

○内容 住宅の耐震化補助制度に関すること

- ・耐震診断 上限9万円
- ・耐震改修 上限100万円
- ・簡易耐震改修 上限50万円
- ・耐震シェルター等設置 20万円

○当日の必要書類については、事前に建築指導課まで御確認ください。

- ・住宅の所有者と建築年が確認できる書類
- ・平面図または外観写真2枚程度)

※補助対象となる住宅には要件があります。

建築士による無料相談をご希望される方は、事前に電話にて建築指導課へお申込みください。(先着順) 1組あたり30分~45分

【耐震診断】

1. 補助金の申請（交付申請）について

○申請に必要な書類

- ★ 補助金の申請書（様式第1号）窓口に準備しております。
 - ★ 住宅の所有者と建築年が確認できる書類
 - ◇住宅の建築時の建築確認通知書または検査済証
 - ◇住宅の登記簿謄本
 - ◇住宅の固定資産課税台帳登録証明
 - ◇その他住宅の所有者および建築年を証明することができる書類
- } いずれかを添付
- ※住宅の固定資産課税明細書の写し（所有者、課税）等
 - ★ **滞納無証明書** → 高松市役所2階または総合センターにて発行できます
 - ★ 付近見取図（地図をコピーし、ご自宅の位置をマーキングして下さい）
 - ★ 各階平面図（手書きの間取り図でもOK）または住宅の状況がわかる写真（外観写真2枚程度）
 - ★ 耐震診断に係る見積書の写し

※注意事項

・補助対象者（申請者）は、住宅の所有者または、所有者から承諾を得た方です。所有者以外の方が申請者となる場合は、所有者の承諾書が必要です。

なお、耐震診断を行った後も、主たる居住の場として利用することが条件です。その他ご不明な点は、電話にてお問い合わせください。

●危険ブロック塀等の撤去費用を一部補助する事業もしています！

地震などで倒壊の恐れのあるブロック塀を撤去しましょう。

- ★補助対象 一般の通行のために供する道路などに面し、高さが1.2メートルを超える危険なブロック塀などの撤去工事が対象になります。
- ★補助金額 撤去工事に要する費用の3分の2（上限12万円）を補助します！
- ★お問い合わせ 建築指導課（高松市役所9階 Tel：839-2488）

